



# 中長期在留者の在留管理制度の施行状況 及び今後の検討課題について

平成30年2月

法務省入国管理局

はじめに	P1
在留管理制度の概要～改正された主な制度～	P2
改正された制度の概要と施行状況	P3～13
・ 在留カード及び特別永住者証明書	P3～6
・ 中長期在留者の届出義務と事実の調査	P7～9
・ 法務省と市区町村の情報連携	P10
・ 再入国許可制度の緩和	P11～12
・ 外国人登録制度廃止に伴う影響	P13
施行状況から見た今後の検討課題	P14
今後の在留管理の在り方	P15～16

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」【平成21年法律第79号(平成21年7月15日公布, 平成24年7月9日施行)】(以下「平成21年改正法」という。)

## 平成21年改正法の主な改正内容

- ・ 技能実習制度の見直しに係る措置
- ・ 入国者収容所等の視察委員会の設置
- ・ 中長期在留者に係る在留管理制度の創設及び特別永住者制度の見直し
- ・ 上陸拒否の特例に係る措置

## 平成21年改正法附則第61条

政府は、この法律の施行後3年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ※新入管法

平成21年改正入管法で規定されている、新しい在留管理制度に関する中長期在留者による住居地の届出等、在留カード記載事項等、中長期在留者に係る事実の調査、みなし再入国許可、在留資格取消事由の追加、住民票の記載等に係る市町村長からの通知、在留資格取消手続における送達、本人出頭義務と代理人による届出等及び罰則の整備等を内容とするもの

### ※新特例法

平成21年改正入管法で規定されている、特別永住者証明書の交付等、住居地の届出等、本人の出頭義務と代理人による申請等及び届出等並びに罰則の整備等を内容とするもの

新入管法及び新特例法のうち、「中長期在留者に係る在留管理制度の創設及び特別永住者制度の見直し」部分について

附則第61条の規定に基づいて、平成24年7月9日以降の施行状況を法務省入国管理局において検証

# 在留管理制度の概要

～改正された主な制度～



法務省  
Ministry of Justice

## 1 中長期在留者の在留管理制度の構築(法務大臣による一元的管理)

- ① 在留管理制度の対象は中長期在留者
- ② 身分関係情報や在留資格等の在留情報が記載された在留カードを交付
- ③ 国籍・地域、氏名等の変更は法務大臣に届出
- ④ 住居地の変更は市区町村を通じて法務大臣に届出
- ⑤ 所属機関や配偶者に関して変更が生じたときは法務大臣に届出
- ⑥ 中長期在留者を受け入れている機関も法務大臣に届出(努力義務)



## 2 特別永住者に対する措置

- ① 在留管理制度の対象ではない
- ② 基本的に従前の制度を維持しつつ、利便性の向上のため制度の見直し
- ③ 特別永住者証明書の交付
- ④ 住居地の変更届出は市区町村を通じて法務大臣に届出
- ⑤ 国籍・地域、氏名等の変更も市区町村を通じて法務大臣に届出



## 3 外国人登録制度の廃止

- ① 外国人住民(※)に住民票を作成
- ② 法務大臣と市区町村の情報連携制度の確立
- ③ 外国人登録原票は法務省が回収

※ 「外国人住民」とは、中長期在留者、特別永住者、一時庇護上陸許可者、仮滞在許可者、出生又は国籍喪失に伴う経過滞在者をいう



## 4 再入国許可制度の緩和

- ① 再入国許可の有効期間の上限を「3年」から「5年」に伸長  
※ 特別永住者は「4年」から「6年」に伸長
- ② 1年以内の出国であれば再入国許可が不要となるみなし再入国許可制度の新設  
※ 特別永住者のみなし再入国許可の有効期間は2年



# 改正された制度の概要と施行状況①



## 在留カード及び特別永住者証明書

### 制度の概要

#### 在留カードと外国人登録証明書の記載事項の違い

外国人登録証明書には記載していなかったが、在留カードに記載することとなったもの	外国人登録証明書と記載が変わったもの	外国人登録証明書の記載事項であったが、在留カードの記載事項でなくなったもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労制限の有無</li> <li>・資格外活動許可の有無</li> <li>・在留期間更新許可申請中又は在留資格変更許可申請中である旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍 → 国籍・地域 入管法第2条第5号ロで定める地域(台湾並びにヨルダン川西岸地域及びガザ地区(パレスチナ))も表記可能となった</li> <li>・居住地 → 住居地 居住地とは、公園や路上等を含む<u>一時的に滞在する場所</u> 住居地とは、<u>主たる住居の所在地</u>(外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場合であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも日本国内に存在し得る場所を表す概念)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍の属する国における住所又は居所</li> <li>・出生地</li> <li>・職業</li> <li>・旅券番号</li> <li>・旅券発行の年月日</li> <li>・上陸許可の年月日</li> <li>・世帯主の氏名</li> <li>・世帯主との続柄</li> <li>・勤務所又は事務所の名称及び所在地</li> <li>・通称名(外国人登録法上の記載事項ではなく、便宜的に記載されていたもの)</li> </ul>

# 改正された制度の概要と施行状況②

## 在留カード及び特別永住者証明書

外国人登録証明書(みなし在留カード及びみなし特別永住者証明書)からの切替

### 在留カード

現在、在留カードとみなされる外国人登録証明書はない

在留資格	年齢(※)	有効期間
永住者	16歳以上	平成27年7月8日まで
	16歳未満	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格	16歳以上	在留期間の満了日まで
	16歳未満	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※ 平成24年7月9日時点

### 特別永住者証明書

現在も特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書は存在

年齢等	有効期間
16歳未満(注1)の者	16歳の誕生日まで
16歳以上(注1)で、旧外国人登録法上の登録又は最後の確認を受けた日(以下「登録等を受けた日」という。)後の7回目の誕生日が(注2)平成27年7月8日までに到来する者	平成27年7月8日まで
16歳以上(注1)で、登録等を受けた日後の7回目の誕生日(注2)が平成27年7月8日より後に到来する者	左記7回目の誕生日まで

注1…平成24年7月9日時点

注2…みなし特別永住者証明書に記載されている「次回確認申請期間」の始期の日

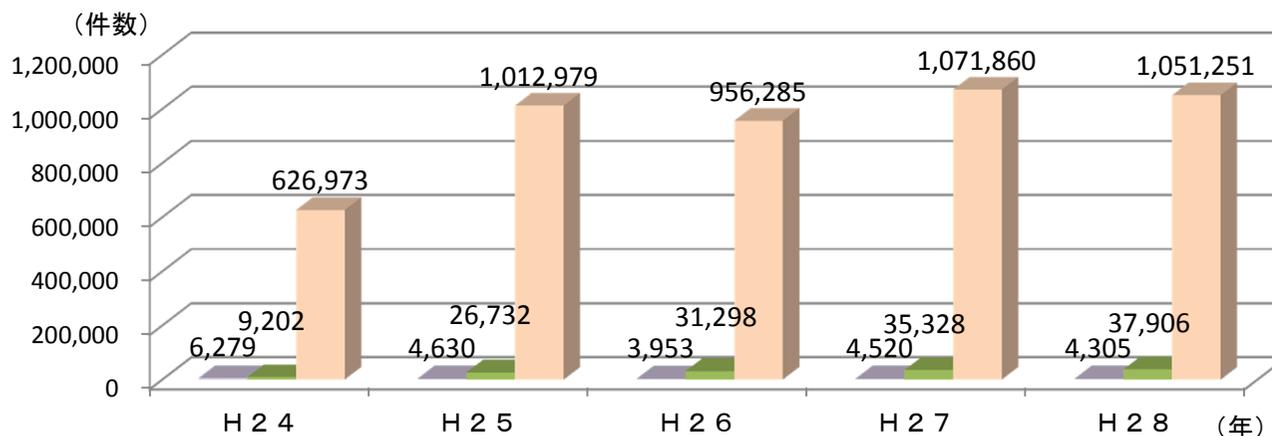
# 改正された制度の概要と施行状況③

## 在留カード及び特別永住者証明書

### 施行状況

平成26年9月時点で、平成27年7月8日までに在留カード又は特別永住者証明書への切替が必要な永住者が約15万人及び特別永住者が約8万人確認されたため、切替を促すための個別通知を発送

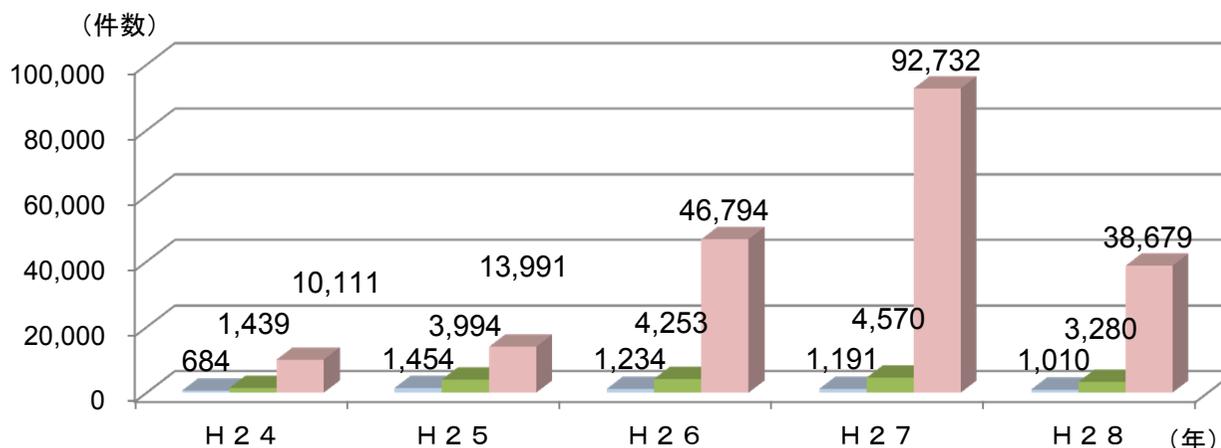
### 在留カード交付件数(年別)



- 住居地以外の記載事項変更
- 再交付申請
- 上陸・在留資格関係許可等

**平成28年末時点の未切替者数**  
永住者 約3,000人(うち再入国許可による出国中約1,700人)

### 特別永住者証明書交付件数(年別)



- 住居地以外の記載事項変更
- 再交付申請
- 有効期間申請等

**平成28年末時点の未切替者数**  
特別永住者 約8,900人(うち再入国許可による出国中約160人)  
※ 平成27年7月9日以降に切替が必要となった者を加えた人数

# 改正された制度の概要と施行状況④



法務省  
Ministry of Justice

## 在留カード及び特別永住者証明書

### 在留カード及び特別永住者証明書に関する意見・要望

#### 個別通知の発送

外国人登録制度時は、市区町村から外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間が迫っている者に対して、確認(切替交付)更新申請を促すための個別通知を発送していたが、現在の在留管理制度導入後は、市区町村において在留カード等の有効期間を把握していないため、市区町村からの個別通知の発送ができなくなったので、法務省から個別通知を発送してほしい

#### 「国籍・地域」欄への台湾表記の禁止

「国籍・地域」欄に台湾を表記することは、「二つの中国」、「一つの中国・一つの台湾」と捉えられ、一つの中国という日中共同声明に反するので、中国と表記すべき

#### 通称名の記載

在留カード等に通称名が記載されなくなったので、日常生活において同一人性の証明が困難となったため、在留カード等に通称名を記載してほしい

#### 氏名に使用する漢字の拡大

外国人登録証明書に記載されていた簡体字・繁体字が正字に変換され、日常生活での同一人性の証明が困難となったため、簡体字の使用を認めてほしい

#### 16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間の満了日の見直し

16歳未満の者に交付される在留カード等の有効期間の満了日は「16歳の誕生日」となっているが、16歳の誕生日を迎えるまでは、同居する父母等に申請代理義務があるものの、16歳の誕生日までに申請が行われなかった場合、本人が申請できるのは誕生日当日の1日限りとなってしまう、誕生日当日までに切替が行われなかったときは、本人が罰則を問われるので、見直してほしい

# 改正された制度の概要と施行状況⑤



## 中長期在留者の届出義務と事実の調査

### 中長期在留者の届出義務の概要

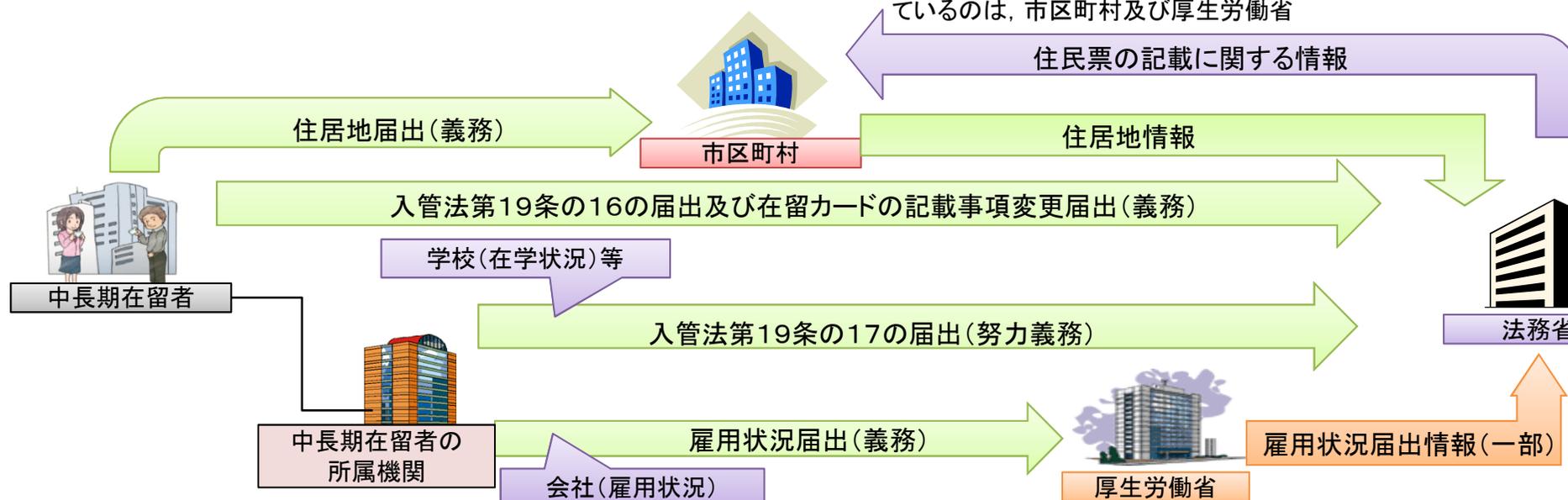
#### 中長期在留者に関する各種届出

- 1 住居地に関する届出(住居地を定めた日から14日以内に市区町村の長を通じて法務大臣に届出)
- 2 住居地以外の届出(次の事由が発生した日から14日以内に法務大臣に届出)
  - (1) 住居地以外の記載事項の変更届出
  - (2) 所属機関等に関する届出
- 3 所属機関による届出(法務大臣に届出 **努力義務**)  
(雇用対策法第28条第1項の届出を行っている事業主は除く)



#### 中長期在留者に係る在留期間の途中における在留情報の流れ

※現在、公的機関から中長期在留者に関する情報提供がなされているのは、市区町村及び厚生労働省



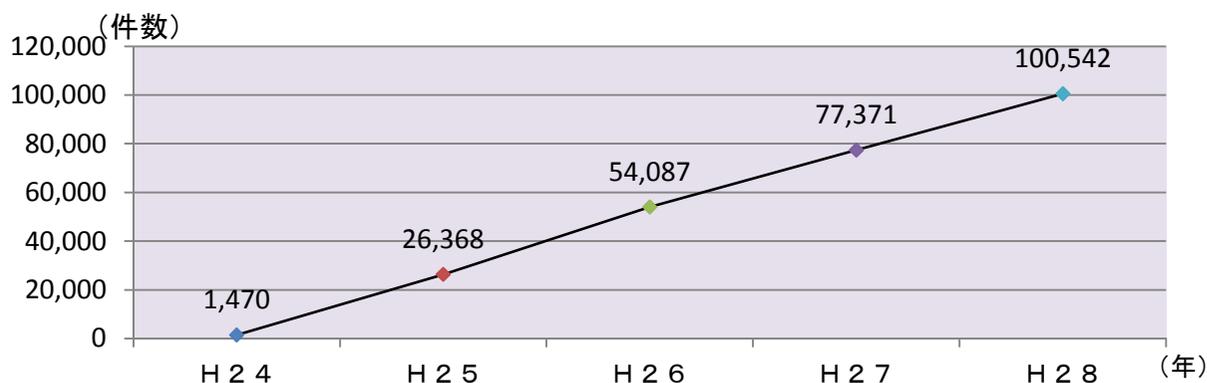
# 改正された制度の概要と施行状況⑥

## 中長期在留者の届出義務と事実の調査

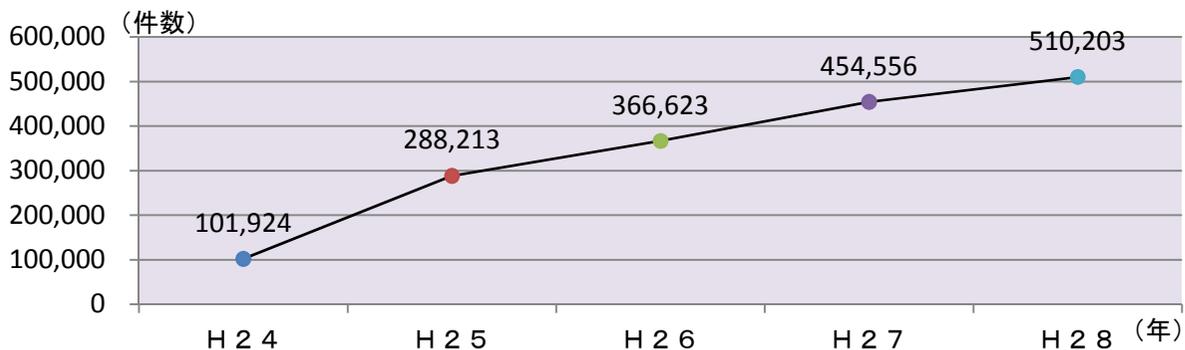
### 中長期在留者の届出義務に関する施行状況

- ◆ 住居地の届出や住居地以外の届出を周知するため、上陸許可時や在留期間更新許可時などにリーフレットを配付
- ◆ 届出義務を履行していない者に対しては、入管法第19条の19の規定に基づく事実の調査を行うなどして届出指導を行っている

### 中長期在留者からの所属機関に関する届出(入管法第19条の16)件数(年別)



### 所属機関による届出(入管法第19条の17)の件数(年別)



入管法第19条の17の届出の大半が留学生を受け入れている所属機関からのもの

# 改正された制度の概要と施行状況⑦



法務省  
Ministry of Justice

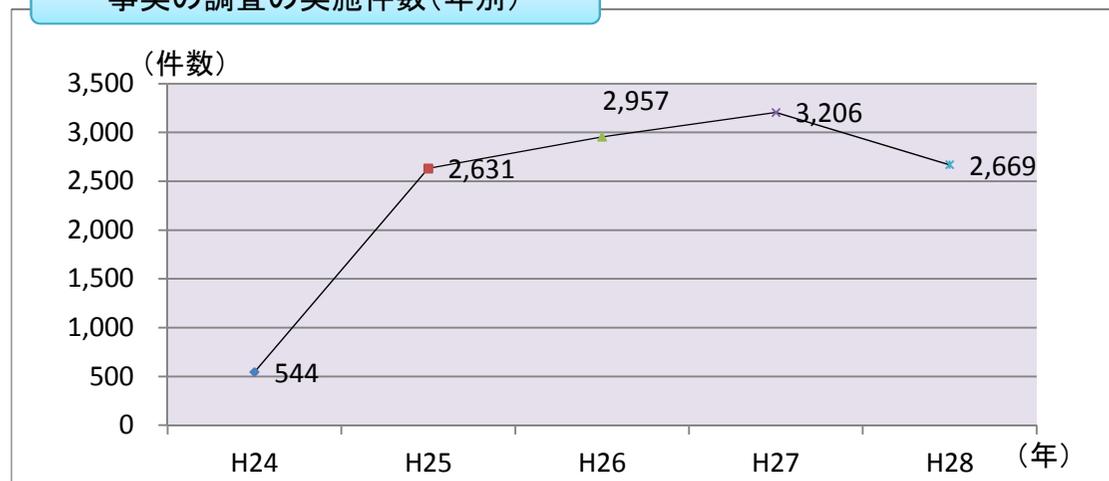
## 中長期在留者の届出義務と事実の調査

### 事実の調査の概要

事実の調査は、中長期在留者からの届出情報と関係機関等から提供された情報を突合し、届出義務を履行していない者への届出指導を行うほか、調査の過程で、虚偽の届出を行っている者又は当局が把握している在留情報と在留実態が乖離している者等に対する「偽装滞在者」の発見の端緒となっている

### 事実の調査の施行状況

事実の調査の実施件数(年別)



### 【参考】平成28年の実績

○未届出者に対して届出指導を行い届出が履行されたもの

**799件**

(内訳:住居地に関するもの716件, 所属機関等に関するもの83件)

○虚偽の届出を行っているなど偽装滞在者の疑いがあるとして、関係部門に通報したもの

**204件**

(内訳:住居地に関するもの49件, 所属機関に関するもの129件, その他25件)

### 中長期在留者の届出義務と事実の調査に係る意見・要望

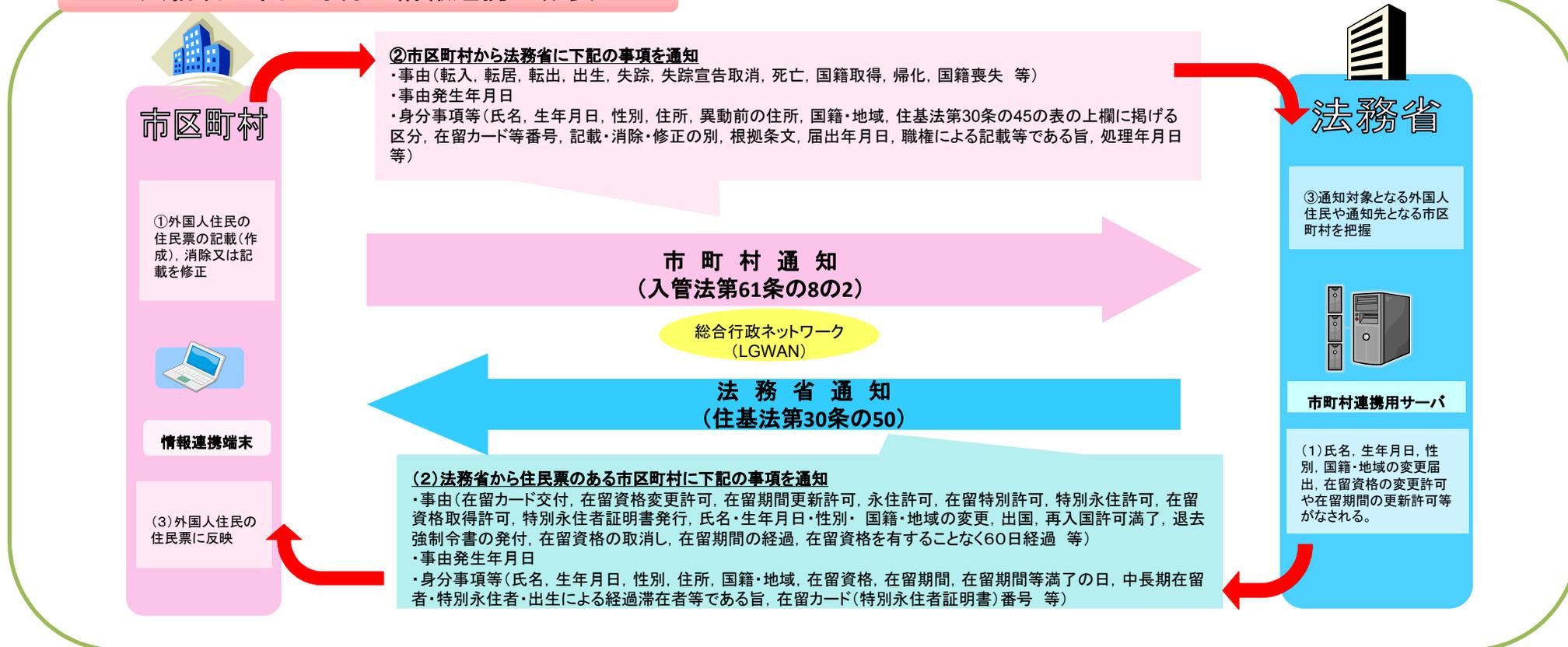
- 市区町村からの離婚・死別に係る通知 …… 離婚・死別に係る情報は市区町村から通知を受けられるようにすべき
- 「定住者」の離婚・死別情報 …… 「定住者」の在留資格を有する者についても離婚・死別情報を届け出させるべき
- 所属機関からの届出の義務化 …… 所属機関からの届出も義務にするべき

# 改正された制度の概要と施行状況⑧



## 法務省と市区町村の情報連携

### 法務省と市区町村の情報連携の概要



### 施行状況

- ・法務省では, 市区町村の事務担当者を対象に外国人住民の在留関連事務を確実に理解し, 見識を深めるための研修会を都道府県ごとに実施
- ・情報連携が電気通信回線を通じて行われるため, 当局においては適正な在留管理に必要な情報を, 市区町村においては住民票に記載すべき情報を, 最新かつ正確に保つことが可能となり, 概ね順調に施行されている状況
- ・地方入国管理官署で在留期間更新許可などを受けた外国人が改めて市区町村の窓口に出向く必要がなくなり, 外国人にとって利便性が向上

# 改正された制度の概要と施行状況⑨

## 再入国許可制度の緩和

### 再入国許可制度の緩和措置の概要

- 再入国許可の有効期間の延長 3年(4年) ⇒ 5年(6年)  
※在外公館において最大1年(2年)の延長が可能
- みなし再入国許可制度の創設 1年(2年)以内に再入国する場合は再入国許可申請は不要  
※在外公館においてみなし再入国許可の延長はできない

( )は特別永住者の場合

### 施行状況

施行当初、みなし再入国許可による出国、通常の再入国許可による出国又は再入国の意思のない出国のいずれを希望しているかを十分に確認できない場面も見受けられたため、再入国意思を具体的に記載する再入国出国記録を改正するなどの措置を実施

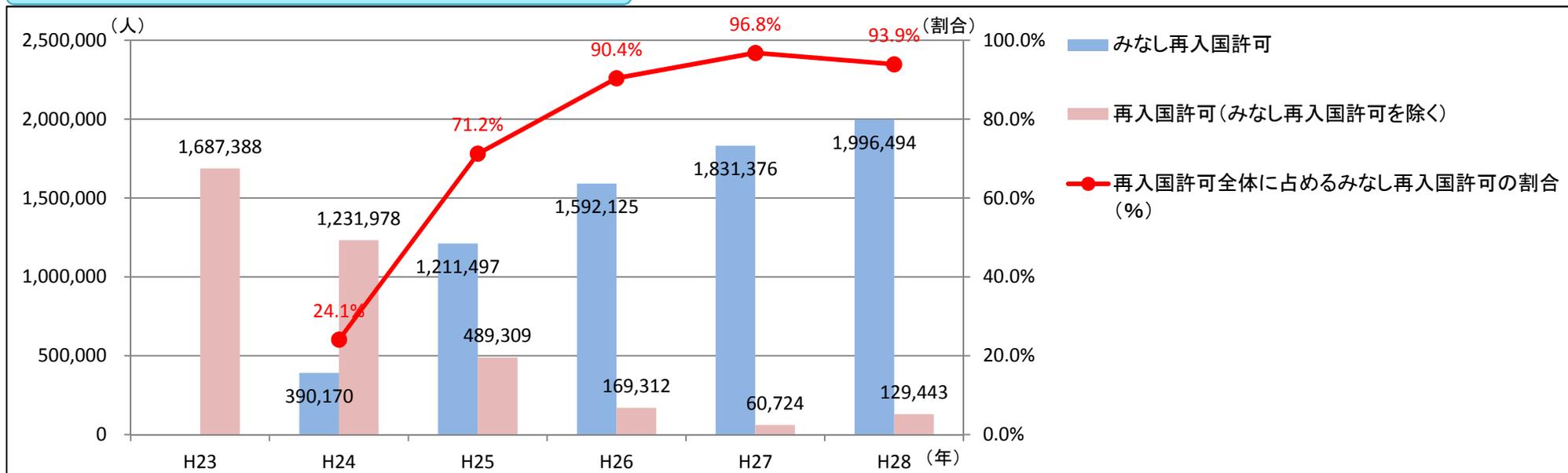
次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

- 再入国を希望する方は、
  - ☑ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。  
I am leaving Japan temporarily and will return.
- 有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、
  - ☑ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。  
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.  
(地方入国管理官署で再入国許可を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)  
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

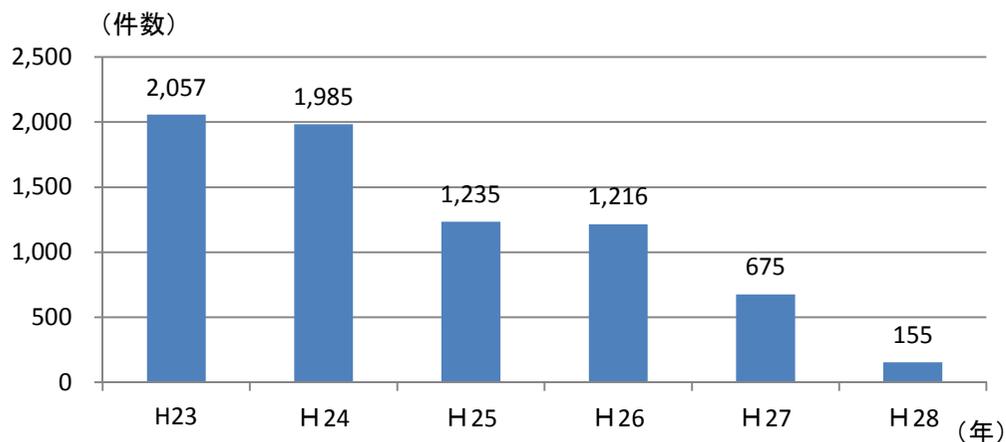
# 改正された制度の概要と施行状況⑩

## 再入国許可制度の緩和

### 再入国許可による入国者の状況(年別)



### 再入国許可の延長許可件数(年別)



### 利便性の向上

- 地方入国管理官署に赴いての再入国許可の取得が不要  
→ みなし再入国許可制度の利用増加
- 再入国許可期間の伸長による延長許可件数の減少

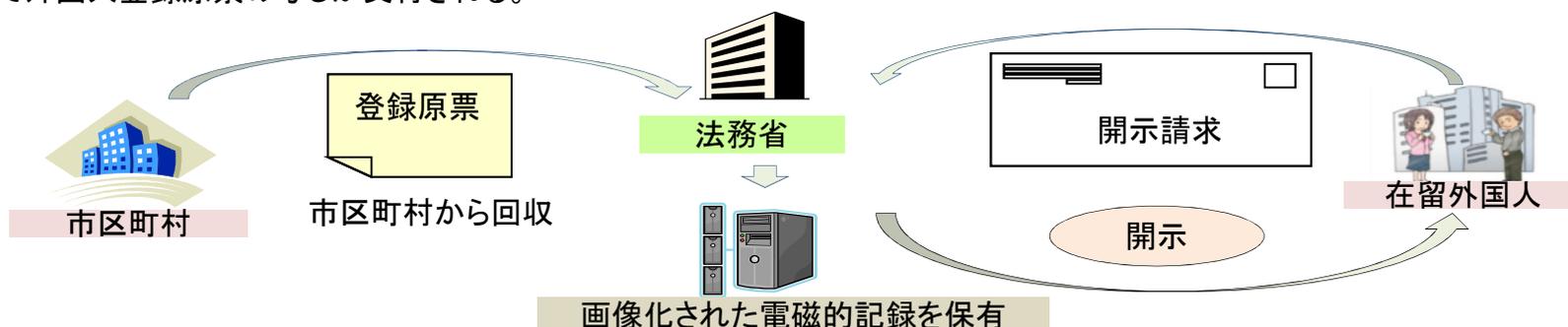
# 改正された制度の概要と施行状況⑪



## 外国人登録制度の廃止に伴う影響

### 概要(外国人登録原票の取扱い)

- 外国人登録制度の廃止により、市区町村の窓口での外国人登録原票の開示及び外国人登録原票記載事項証明書の交付ができなくなった。
- 市区町村が保管していた外国人登録原票は法務省が回収し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に基づく個人情報ファイルとして、画像化された電磁的記録により保有している。
- 外国人登録を行っていた者が外国人登録原票の記載事項に係る情報を得ようとする場合は、法務大臣に対して個人情報保護法に基づく開示請求を行うことで外国人登録原票の写しが交付される。



### 外国人登録制度の廃止に伴い法務省に寄せられた意見・要望

#### ➤ 法務省における出生地、本国住所、家族・親族情報の蓄積、保有及び開示

親子関係等を証明する場合の手掛かりである出生地情報等を入手することができなくなったので、法務省において外国人の出生地、本国住所、家族・親族に係る情報を蓄積して、必要に応じて開示してほしい  
また、家族関係の公証制度を創設してほしい

#### ➤ 外国人登録原票の登録事項の訂正

外国人登録原票に記載された家族の身分事項に誤りがあった場合、その訂正を可能とし、その家族との関係を証明できるようにしてほしい

#### ➤ 外国人登録原票の写しの市区町村での交付

外国人登録制度時の記載事項証明書と同様に市区町村の窓口において外国人登録原票の写しを即日交付してほしい

## 16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間更新申請

- ◆ 16歳の誕生日までに申請が行われなかった場合、本人が申請できるのは誕生日当日の1日限りとなってしまう、誕生日当日までに切替が行われなかったときは本人が罰則を問われる



有効期間更新申請手続の見直しの検討

## 中長期在留者の届出制度

〔中長期在留者と所属機関の双方からの届出〕

- ◆ 中長期在留者本人からの届出がなく、所属機関からの届出がなければ、離職・退学・離婚等の届出事由が生じているかどうかを把握できない
- ◆ 中長期在留者本人からの届出がなされていても、所属機関からの届出がなければ、届出内容の正確性を確認できない

〔雇用状況届出情報〕

- ◆ 外国人雇用状況届出は義務だが、個人事業主などには届出をしていないものも一部見受けられる
- ◆ 外国人雇用状況届出がなされていても、一部の届出情報は当局保有情報と内容が異なっており、正確性を確認できない

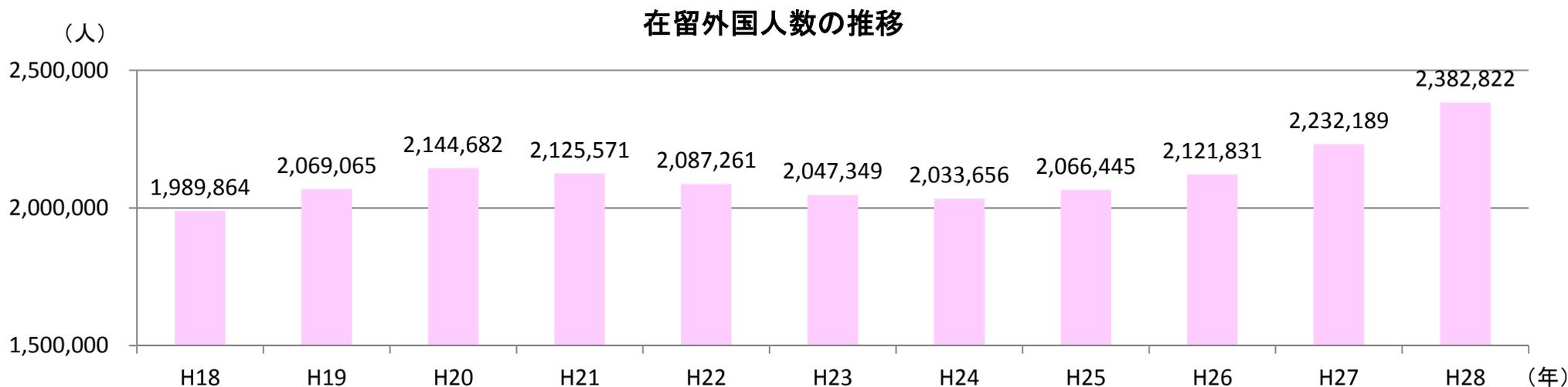


中長期在留者と所属機関の双方から正確な情報の確実な取得が必要

# 今後の在留管理の在り方

## 現状

- ・ 現在の在留管理制度の施行から5年、法改正に係る検討からは約10年が経過
- ・ この10年の間で在留外国人(特に永住者)が増加。外国人の活動内容や受入れ形態も変化



### 【別表2の在留外国人数】

平成18年末 93万7,165人  
平成24年末 97万4,780人  
平成28年末 106万6,240人  
(18年末比 13.8%増, 24年末比 9.4%増)  
⇒ 在留外国人の44.7%

### 【永住者の在留外国人数】

平成18年末 39万4,477人  
平成24年末 62万4,501人  
平成28年末 72万7,111人  
(18年末比 84.3%増, 24年末比 16.4%増)  
⇒ 在留外国人の30.5%

在留外国人の大幅な増加，活動内容や受入れ形態の変化



これまで以上に在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握する仕組みを構築することで、外国人の利便性の向上や必要としている行政サービスの提供等が行われるとともに、在留外国人が適法に在留していることを継続的に担保し、日本社会に安心・安全感が醸成されることで、外国人とのよりよい共生社会の実現を推進



## 今後の在留管理の在り方の検討課題

- 所属機関等を介した在留管理及び在留支援の在り方
- 活動・身分変動等が届出制度の対象外である在留資格(永住者, 定住者, 特定活動など)の在留管理の在り方
- 関係機関との情報連携等を通じた情報収集の在り方
- 共生社会の実現のための在留支援